

「ミュージアムロード紹介ホームページ（仮称）」制作業務委託 企画提案コンペ実施要領

（目的）

第1条 この要領は、「ミュージアムロード紹介ホームページ（仮称）」制作業務（以下、「業務」という。）を委託する事業者を選定するために実施する企画提案コンペについて、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 企画提案コンペに応募する者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

（募集要項の作成）

第3条 企画提案コンペを実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) 企画提案コンペ実施の趣旨に関すること。
- (2) 応募者の資格に関すること。
- (3) 応募手続に関すること。
- (4) 募集要項の内容についての照会手続及び回答に関すること。
- (5) 応募図書（応募図書の種類、応募図書の著作権の帰属、応募図書の提出後の取扱方法等）に関すること。
- (6) 応募に要する費用に関すること。
- (7) 当選者の決定方法及び発表に関すること。
- (8) その他企画提案コンペの実施に必要と認める事項

（募集の周知）

第4条 企画提案コンペを実施しようとするときは、前条各号に掲げる事項の記者発表を行うことや県ホームページに掲載する等、広く一般に周知するものとする。

（募集期間）

第5条 企画提案コンペの募集開始の日から起算して14日以上の募集期間を設けるものとする。

（質疑）

第6条 質疑回答の内容が応募を行おうとする者全員に了知すべきものであると認めるときは参加者全員に通知するものとする。

（応募図書）

第7条 応募者は、定めの期限までに、応募図書を提出するものとする。

- 2 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- 3 応募図書は非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。
- 4 提出された応募図書は返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 応募者から当選者を選考するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会の設置については、別に要項で定める。

(審査方法)

第9条 審査は、別に定める審査方法による。

(当選者の決定)

第10条 審査委員会の審査に基づき、当選者を決定する。

(当選者への通知)

第11条 前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第12条 この要領の実施に関する事務は、神戸県民センター県民躍動室県民課（産業観光担当）が所掌する。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和7年10月30日から施行する。